

第2回「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」に関する有識者会議

開催日時：令和2年1月20日（月）18:30～20:30

開催場所：かながわ県民センター15階 1501会議室

出席者：◎柏崎 千佳子、神吉 宇一、倉田 寛、小島 誉寿、志村 信生、瀧川 泉
崔 英善、中 和子、西山 勝弘、藤井 美香、矢部 まゆみ、吉田 和朗
（◎は座長）

委員：13人中12人出席

傍聴者：1名

1 開会

2 あいさつ（今井国際課長）

3 案件

「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」の修正案について

（柏崎委員）

スケジュール感というところでは、当面、最初にお話しのあったとおり、2月に議会で報告をすると、それから、正式な策定になって、その先、県としての動きがあるということだと思います。

どれ位のスパンか、施策の方向性の17ページのところに「概ね今後5年間において」というフレーズが入っているので、恐らく基本はそういうタイムスパンなのかなと思いました。

（事務局）

お答えできる部分とお答えできない部分とありますが、今回、策定させていただきます、施策の方向性につきましては、今度の2月の議会に報告し、議会の審議を経て、3月の議会が終わった際に決定になります。今回、文化庁の事業を活用して、調査やいわゆる推進計画、今回、推進計画に代わるものとして、施策の方向性という形になりますが、それを文化庁に報告する必要がありますので、報告するとともに、速やかに公表させて頂きたいと思っています。その上で、時期の明言はまだできませんが、国が日本語教育の推進に関する国の基本方針というものを6月頃に案として出て、閣議決定されるといったような情報もありますので、そういったことも踏まえ、皆様のご意見を基に定めさせて頂く施策の方向性は、ここに記載してあるとおり、状況の変化に合わせて、必要に応じて内容を修正し、最終的には、かながわ国際施策推進指針の中で、日本語教育を位置付けていきたいと考えております。時期については、指針の改定時期にもよりますので、まだお話できる状況にはありません。

（神吉委員）

今事務局からあったとおりで、6月に閣議決定の予定なので、それにある程度準じるということにはなるとは思います。一方、言えることはそれが固まる前に言うというののもすごく重要だと思います。都道府県ではこのような方法でなければ難しい、出来ないというような事や、こういうことを国が決めてくれないと動けないというような事を何らかの形で伝えていく必要があると思います。

私達も日本語教育の世界で同じような事を考えています。とにかく方針が一回出てしまうと、どうしてもそれで数年動いてしまうので、その前に言える事はとにかく言っていこうと皆動いています。

関連して質問したいのですが、5年間、施策の方向性ですが、5年という根拠はあるのでしょうか。少し長いと思っています。従来、長期計画は5年位が多かったと思いますが、昨今様々な動きがやはり早いというのと、外国人関連で言いますと、出入国在留管理基本計画、去年の4月に出ましたが、これが2年で見直しという事になっています。特定技能が2年で見直しというのと連動しているのですが、比較的短期間

で状況が変わってきます。もう少し短めのスパンで考えていくというのも一つの方向性ではないかと思っています。

もう一つは、私が日本教育学会の役員をしており、現在中期計画を立てていますが、その評価会議でも5年や6年という次の中期計画を立てますとしたところ、評価委員から随分お叱りを受け、そのような長期計画は今時ありえないと言われ、やはり3年計画でしかも毎年、1年毎に見直していく、そういった事が今の世の中の的には求められていると聞きましたので。5年でなければならないとか、何か県の決まりはあるのでしょうか。

(事務局)

5年でなければならないとは考えていませんが、先程も申し上げた通り、今回の事業が文化庁の事業を活用し取り組んでいます。事業の要件として、現在プログラムAに取り組んでいます。本県としてはプログラムBも活用したいと考えています。

プログラムBは、毎年度ごと、委員がおっしゃるように審査がありますが、一方で、3～5年程度の計画を立てて実施してほしい記載もありましたので、確かに時代の変化等もありますので、短いほうがいいのではと思う一方で、県の事務局の立場としては、財政当局に予算を要求していく中では、一定程度の中長期的な、長いスパンで、このような方向性を定めていると説明したほうが、説明しやすい部分もあり、概ね5年という形で今回の案は整理しております。

(神吉委員)

よくわかりました。

(柏崎委員)

おっしゃるとおり、概ね5年であっても、その間においても見直しということはあるのかもしれませんが。

(神吉委員)

要望ですが、「外国籍県民等」が今回新しく入り、2ページのところで、外国籍県民等（国籍にかかわらず外国にルーツのある方を含む。）とありますが、これは日本語ができるかどうかということは、基本的に関係ない用語という理解でよいですか。

(事務局)

本県としては、日本語ができる、できないにかかわらず、外国籍県民や外国籍県民等という形で定義しております。先程ご説明したように、今回、日本語教育の施策の方向性になりますので、外国籍県民等の注釈のところで示すが、留意する必要があるというような形で整理をさせて頂いております。

(神吉委員)

例えば3ページの真ん中辺りに、「外国籍県民等の日本語学習の場として」というのは、これは日本語ができる人も含めて捉えるというような読み方になると思いますが、それは特に構わないという理解でよろしいですか。

(事務局)

ボランティア教室自体が、日本語活用の場づくりや、ボランティアの居場所づくりといった部分もありますので、必ずしも日本語ができない人だけの集まりの場ではないと思っています。

(神吉委員)

よくわかりました。

(矢部委員)

今の定義の話ですが、「外国籍県民等」の中に、日本語を話せる人、話せない人がいる、という話がありましたが、一方で、日本国籍がある人でも、日本語教育が必要な人もいるという意味で、「等」を付けているというのが、日本語教育のほうではあります。例えば、日本語教育推進基本法では、「外国人等」という言葉を使っており、「この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。」という言い方をしています。ここで「外国籍県民等」とした時に、日本国籍で帰化もしているけれども言葉の上では問題がある、あるいは中国帰国者の方で、国籍は日本だが、言語の対応が必要な方達、それから子供達も、日本生まれではある

が、というあたりも含めるところをどう考えるのかなというのが、ちょっと混乱を招く表現かなと思います。この注釈の部分をもう少し整理していただいたほうがいいのかと思ったのですが。

(柏崎委員)

私も定義の箇所は色々意見を申し上げたものですから。1ページのところは、「等」がついていないということで、これは、外国籍の人達を指す。神奈川県において用語として使っている。事務局としても、他との整合性のために使いたいということなので、それは理解できます。公式統計が国籍だけで分けているので、日本国籍を持たない人が、何万人、何千人いるということが1ページ目に書かれている。それは外国籍県民と呼びます。

それと日本語学習が必要かどうかは違う話で、多くの外国籍の人がいます、だから日本語学習が必要と、イコールのように話されることがありますが、国籍とそこは違いますという意味で、注釈が1ページ目に入っています。それに対して、2ページ目からは「外国籍県民等」「等」が入っているのは、これも先程、矢部委員がおっしゃったように日本国籍を持っていても外国にルーツをある方達がいるから、「外国籍県民」という言葉だけだと、そこが全然入らないというので、「外国籍県民等」という用語を県のほうで色々なところで使われるようになっていく。この2ページの文脈だとそれが使えるので、ここでは外国籍県民等となっている。さらに3ページになると先程おっしゃったように、だけれども、日本語学習に関しては、実際主たる対象者は、日本語を母語としないで学習している人々で、それは主に外国籍の人達を中心ですけれども、中には国籍は日本だという人たちも含まれているというように、色々なところで複雑になっているので、非常に整理するのが難しいですが、ニュアンスとしては、日本国籍の人も含まれるということを表示するところでは、「等」を付けている理解です。

(事務局)

会議が始まる前にも「外国籍県民」や「外国籍県民等」というのはわかりづらい。「外国籍県民」は注釈を入れましたが、「外国籍県民等」は、本文の中にしか注釈を入れておらず、突然色々なところに出てきて、わかりづらい、誤解を招くというのは、確かにその通りだと思いますので、表現の仕方は考えさせていただきますが、「外国籍県民等」についても、2ページの下に注釈を入れるような形で、補足をさせて頂ければと思います。

(柏崎委員)

ありがとうございます。改めて、今回修正された様々な点について、先程の説明にありますように、横長の資料では、位置付けから始まり、テーマ毎に並べられていますが、それ以外にとりわけ前回、ご意見ご提案された中でそれへの修正案への対応状況についてご意見ありますか。

(小島委員)

今回、事務局で前回の主な意見として、5つの項目について極力意を汲んでいただけるということで、修正していただいた苦勞の跡が見られます。

その中で、2点だけ申し上げたいのですが、最初の日本語教育が多文化共生社会の一環でやるということは何回も強調して説明されていますが、文章の中でももう少し工夫ないとそれが伺えないのかなと思います。施策の方向性のところには明確に書いてありますが、2ページのところで、社会づくりの関係も書いてあるのですが、最後のパラグラフの「これまで」から始まって、後ろの3行「今後は」という箇所に色々書いてありますが、全部やってきた、取り組んできた、全部過去形です。今後こういうことが必要ですという方向で書いてあるのは最後の3行だけです。でも、その3行を見てみると、もう日本語教育になっている。多文化共生の言葉はどっかに消えている。

まずここに多文化共生社会の実現が大事だということがあり、そうした状況の中で、日本語教育の重要性を入れたほうが良いと思う。そうすると、その次に繋がるのではないのかと思いますので、17ページには、「多文化共生の一環として」と明確に

書いてありますが、この2ページの導入部分のところも同じようにしていただければと思います。もう一工夫していただくと、かなり分かりやすくなるのではと思います。

2点目は、もう少しコーディネーターの役割と育成について整理が必要ということで、これも17ページに書いてありますが、最初にそれを求めているのが、国の役割の箇所に、「地域の中核的人材の養成が必要で「コーディネーター」と書いてあります。この初見のコーディネーターのところに、コーディネーターの役割が書いてないと、神奈川県が国にどういうコーディネーターの人材を求めているのかということが明確にならないと思います。そのため、17ページと同じ記載で結構ですが、こちらにも修正していただいたほうがいいのではと思います。12月に意見を言わせていただいたうえで、全体的なプロットを変えない中で修正されており、意を汲んでいただいたのかなと感想は持っていますが、もう少し工夫していただければありがたいと思っています。

(柏崎委員)

今2点ありましたが、2ページの一番下の言い方ですが、多文化共生としての日本語教育ということが記載されている方がよいという点と、11ページの国に都道府県域レベルの中核的な人材育成をして欲しいという点。

(事務局)

2ページ目の部分については、これは何回も議論し、今小島委員がおっしゃったとおり、多文化共生の取組は、実は最初入っていましたが、色々やっていく中で消えてしまいました。確かにご指摘の通りかと思いますが、同じ言葉を繰り返すのは、重複感もありますので、表現は考えたいと思いますが、コーディネーターのところも含めまして、もう少し補足したいと考えております。

(吉田委員)

5ページ目のところに「そこで本県は」という箇所がありますが、文化庁事業のプログラムAを活用していると書かれています。今のコーディネーターのところも恐らくそうだと思いますが、もともとそのプログラムAとBというのが、前のページに少し書いてあり、「日本語教育の実態調査の実施及び具体的な計画策定を行うプログラムA」と書いてあり、「それを踏まえた具体的な取組みを財政的に支援するプログラムBが展開されている」と書かれています。正しいかどうか私はわかりませんが、コーディネーターを配置するっていうことをもし考えるのであれば、プログラムBっていうのも、これを活用することになるのではと思いました。それは先の話だということなのかもしれませんが、3年先か5年先かわかりませんが、もしそういうことであれば、そういう記載をしても良いのではと思います。文化庁のホームページを見ましたが、そういったものを実際配置するとなると、現実的には費用が発生するという話だと思いますので、そういうことを記載があったほうがよいのではないかと思います。

(事務局)

吉田委員のご指摘の通りですが、プログラムAの後にプログラムBを活用してみたいな形には残念ながら現段階では書けません。まさに来年度のプログラムBへの申請が今週末期限で文化庁に応募する状況になっており、それを踏まえて、文化庁で採択されるのか、されないかというのは、申請してみないとわからないので、明確にプログラムBを活用しというのは書けません。例えば、事務局というよりは個人的な案ですが、「プログラムBの活用の検討も含めながら」というような書きぶりで、何かしら反映、もう少しそれを前提としたといったようなことが確実ではないが、わかる形で表現できればと思います。

(柏崎委員)

そのように何となく書くと方法と、逆にプログラムAと書かず、文化庁事業のプログラムを活用するとし、そこにAとBを入れたいというような、意味合いもできるのではと少し思いました。

(事務局)

そういう意味では、プログラム A というのを取り、文化庁プログラムを活用し、というようにすれば、両方使うのだと読めますので、そのような方向で修正させて頂ければと思います。

(神吉委員)

今の部分に関連してご質問です。意地悪な質問というつもりはありませんが、事実として、もしプログラム B が取れなかったらやらない。

(事務局)

やらないということはありませんが、来年度も財政当局と調整する中で、当然プログラム B が採択されることを前提とし、プログラム B が採択されても 1/2 は県費で負担しなければならないので、仮に採択されなかったとしても、残りの要求している額は残ると思うので、規模を縮小するなどして、できることはやっていきたいと考えています。

(神吉委員)

ありがとうございます。

(瀧川委員)

1 点目が 1 ページ目の統計表の考え方の確認です。

こちらの表は外国人数が住基人口、住民総数が推計人口になっていますが、これとは別に、県の市町村課が県ホームページに公表している資料があり、そちらは外国人数も住民総数も住基人口で出されています。

なお、綾瀬市では、比較対象となるデータ数値の集計方法は、同じものを比較した方がより正確な分析になるとの考えから、どちらも住基人口の数字を使っています。

双方を住基人口ベースにすると、県全体の住民総数が 20 万人位減少し、市町村でも大部分の自治体で総住民数が減るため、外国人比率が全体的に上がります。こうした観点から、どちらのデータを使用した方が、よりこの計画書として相応しいのか、確認を頂ければと思います。

今後、この計画書は、多くの県内市町村でも活用されていくものだと思いますので、より望ましいデータを使って頂ければと思います。

続きまして、7 ページの最後の方に、「市町村事業では、全ての市民館」という表記がありますが、一般的な呼称としては、社会教育法に基づき公民館との名称で市町村に置かれています。川崎市は独自に市民館という名称を使っているようです。そのため、川崎市民以外には市民館の用語理解が難しいでしょうから、公民館に修正するか、または、公民館の独自呼称であることを補足したほうがよいかと思いました。

最後に、16 ページの (8) 「外国人材の受入れ政策や外国籍県民等の状況についての理解」ですが、こうした期待を受けて、18 ページに神奈川県の実策の方向性 (4) として、「多文化理解の推進」が位置づけられていますが、その内容は、文化背景といった考えの記述もありますが、メインはコミュニケーション方法を学ぶ機会の提供や支援人材の育成といった、具体的な支援の在り方のイメージ中心に書かれており、一般県民全体を対象とするものではなく、対象者がやや限定されている気がします。そのため、なぜ多文化共生が必要なのか、人口減少、外国人材、ダイバーシティ、相互理解、対等な関係性など、政策的な切り口での県民全体への啓発活動をしていくという文言を加えたらどうかと思いました。

その関連ですが、12 ページの (2) の県とかながわ国際交流財団に対するアンケート聞き取り結果で得られた期待の部分で、○が 5 つありますが、ここを見ても、今の話が出てきません。そのため、こちらにも 16 ページと同じ文言「外国人材受入れ政策や多文化共生の地域づくりなど県民への啓発」を入れてはどうかと感じました。

次のページの市町村の役割では、「やさしい日本語の普及など市民への啓発」として市民への啓発が入っているので、同じような形で県民への啓発という県の役割として、市町村はやさしい日本語やゴミの捨て方など、生活に直結したレベルでの啓発を中心にやるとすれば、県は、もう少し大局的な視点に立った政策的な視点、なぜ共生、外国人受入が必要なのかという点を県民に啓発する、といった役割を加えたらど

うか。こうしたイメージであれば、市町村と県の役割分担も綺麗に整理できるのではと感じました。

(柏崎委員)

4点ほど論点がありました。1つ目が1ページの人口統計のベースになるものをどれにするかということ。2つ目は、7ページの市民館という用語について。3つ目が、多文化理解を16ページと18ページで比べた際に、18ページの対象が狭い感じで書かれていないか。コミュニケーション方法を学ぶという言い方に留まっている。4つ目は、それに関連して県民への啓発を、県と財団に期待されるものとして、12ページのところに県民への啓発という項目を入れたらいいのではないかということです。いかがでしょうか。

(事務局)

1ページ目の外国人数、外国人比率については、私も今手元に資料がないので、確認して、このままにするのか、瀧川委員のおっしゃる通り、総住民数を住民基本台帳に変えるのかというのは、預からせて頂きたいと思います。

今は担当ではありませんが、昨年までこの統計担当のグループリーダーをしていましたので、その時に対外的に県民比率何パーセントという数字を出しているのか、その数字が今回お出ししている数字を使っているのか、そうではなく、瀧川委員がおっしゃられた数字を使っているのかわからないので確認したいと思います。

7ページの市民館については、川崎市に聞取りをした中で、全ての市民館で実施していると聞いたのですが、川崎市という名称を出す訳にはいかず、このような表現となりました。特定されてしまうとか、そもそも法律上定まってないということであれば、ご指摘の通り、「全ての公民館で」でも意味は通じますので、そのような形で修正を検討させて頂きたいと思います。

それから、12ページと18ページに関わってくることだと思いますが、12ページの神奈川県・かながわ国際交流財団に期待される役割の中に、県民への啓発と追加するのは、前向きに検討させて頂きたいと思います。一方で、最後の18ページに、多文化理解の推進の部分に入れることについては、今後検討させて頂き、場合によっては入れられない可能性もあります。と言いますのは、調べてみないとわかりませんが、これも県としての方向性になりますので、やはりそういった啓発活動を実施するためには、どうしても財源的な部分の担保がないと、この方向性に書けないといった事情があり、既に県で実施していることや、財団で実施している中で、取込める事業があれば書くことは可能かと思いますが、中々取込める事業がないとか、新たに実施しなければならないなど、現段階では、この方向性に書くのが難しいので、申し訳ありませんが持ち帰らせて頂き、反映できる、できない含め、検討させて頂きたいと考えています。

(小島委員)

関連で確認ですが、瀧川委員がそう思ってらっしゃるかわかりませんが、それぞれの主体に求められる役割は、アンケートの聞き取り調査結果に無ければ出てこないというパラレルの関係にありますか。私はそうではないと思っていたのですが、そういった理解をしなければなりませんか。

例えば、県民に求められる役割は、県として県民に対する普及啓発をしなくても、県民自身が自分の役割として認識してもらおうというのが、最終的な目標だと思いますので、別に啓発事業とのリンクをあまり考えなくてもよいのではと思います。どうでしょうか。そこをまず確認したいのですが。

この聞き取りによって出ているのかということです。やはり県としてそれぞれの主体がどのような役割を担わなければならないのかをまとめたのが、この施策の方向性だと理解していましたが、どうなのでしょう。

(事務局)

小島委員がおっしゃったように、特にアンケートから出てくるということではなくて、基本的にその他も含めて、期待される役割という形で、今回整理させて頂いているところです。

(藤井委員)

違う観点からになりますが、今回方向性が出るという事は、草の根で頑張っているボランティアの皆さんにとっても期待が大きいもので、とても注目される、また、励みになるものになるのではないかと思います。ボランティアに関する記述を中心に読みましたが、その中で気付いたことをお話しします。

原案からありましたが、まず3ページの小見出しにあらゆるニーズがボランティアに集中と記載されていますが、具体的に何を指すのかが出ていて、どこの部分に負担があるので、この部分を担うというのが出てきやすいと思いました。恐らく学習者からのニーズ、学習ニーズだけではなく、生活支援も含んだ多様なニーズがボランティアにということなのかと思います。

8ページですが、「日本語教室の多くがボランティアによる教室であるが、指導の方法や水準のばらつきについて課題を感じている市町村もある」と書いてあります。確かに市町村の方からの意見かもしれませんが、恐らく実際に支援しているボランティアの方たち自身も感じていることで、不安に思いながらやっている部分もあるので、市町村を主語に書くことに対して、少し違和感がありました。

次に14ページの日本語ボランティアの役割ですが、ここに書いてあるとおり、ボランティアの活動は自主的な活動であり、役割を規定するものではないので、役割が期待されている、というよりは役割が考えられる、などの表現を検討されてもいいのではと思いました。

もう一つ、日本語ボランティア教室は、日本人、外国人の相互理解の場ということですので、「日本人が」外国人の文化的背景や考え方などを知るというよりは、例えば、日本人と外国人がお互いの、というような用語で、相互理解として、お互いを知るといような文脈が出てくると、より実態にあってくるように感じました。

それから、もう一点小さい話になりますが、10ページに外国に繋がりのある児童・生徒への日本語教育についてという部分があります。なかにプレスクールが必要という記述がありますがすでに県内にある取り組みとして横浜市で日本語支援拠点プレスクールの教育委員会が作っていますので、そちらの記述があると、他地域にとっても参考になると思いました。現在県内の公立学校におけるというところで、取組の例示がありますので、そこに加えていただけたら、というのが意見です。

(柏崎委員)

3ページ目の、あらゆるニーズがボランティアに集中という部分、確かにここ本文でも、またあらゆるニーズがボランティアに集中とありますので、もう少しここを具体的な記述にした方がいいのではということかと思いますが。

2点目が、8ページ目の専門家による日本語教育の必要性のポツ2つ目の課題を感じている市町村もあるという箇所についてです。

(藤井委員)

市町村が感じているという事をここに書くのがどうなのかということ。事実としてはあるのかもしれませんが、ボランティアの方自身がそのあたり課題を感じていられるのではと。

(柏崎委員)

そこの書き方を考え直して頂けるかというところですね。

14ページの日本語ボランティア教室部分について、国、県、市町村などの機関は「期待されている」という記載で揃えてもよいのですが、ボランティアは異なるので、役割が期待されているという表現は合わないのではないかと思います。

同じページ14ページに、日本人が外国人の文化的背景や考え方などを知り、相互理解と交流を深める場と記載されています。ここで大事なものは相互理解であるので、「お互いに」という表現になるのではないかと。

また、10ページの外国に繋がりのある児童・生徒への日本語教育についてのところに、プレスクール等が必要という記載がありますが、既に横浜で取組みが行われている事について、紹介することができるのではないかと思います。

(事務局)

まず3ページの「あらゆるニーズがボランティアに集中」といったところですが、こちらは3ページの注意書きの部分で、こういった課題やニーズがありますということに記載していますが、確かに本文だけ読むと中々わかりにくい部分もありますので、どのような表現がよいかは検討させて頂きたいと思います。

それから8ページ目になりますが、市町村が主語になっている点について、違和感があるということでしたので、どういう表現にできるかは、誤解のない表現に修正できるように検討したいと思います。

それから14ページになりますが、日本語ボランティア教室に求められる部分で、「役割が期待される」というのは、ご指摘のとおり言い過ぎだというところがありますので、こちらも「役割が考えられる」というようなニュアンスに修正するとともに、ご指摘のとおり、「相互理解」もお互いのという意味がありますので、わかりやすい表現に検討させて頂きたいと思います。

最後に10ページになります。内容は今日倉田委員に出席頂いておりますが、教育委員会で検討して記載頂いておりますので、藤井委員が提案のあった、横浜市の取り組みを入れられるかどうかについては、教育委員会に再度確認をしたうえで対応したいと思います。

(中委員)

施策の方向性の中に私が理解できることがあり、うれしかったのですが、17ページの専門家による日本語講座開催の促進という部分に、これから県がこういう形のモデル事業を実施するという時に、8ページや17ページの(2)の辺りに出てくる日本語ボランティア教室という言葉。これについて私は少し考えてみたいなと思いました。

もししっかりと日本語教育がされているのであれば、今私は30年近くボランティア教室を運営し、外国籍の方々と一緒に日本語を学び、色々な事をやってきましたが、ここでは日本語という言葉。これが無くなり、もう少し違う形の教室が地域の中にたくさんできる。

確かに神奈川県は、日本語ボランティア教室が他県に比べて充実していることはよくわかっていますし、私自身も一生懸命活動してきましたが、もし専門家による日本語講座の開催が実現できる見通しがあるならば、この際、日本語という言葉をとる。そして、多文化共生、ともに生きる場としての教室。まだ名前はわかりませんが、そういうものが神奈川県から生まれたらうれしいなと思います。

最後に先程瀧川委員がおっしゃった川崎市の市民館についてですが、2007年、2008年と2年間にわたりかながわ国際交流財団が日本語教室の実態調査を行いました。その折私も少しかわりを持たせていただきましたので今思い出しましたが、この時も公民館にあたる施設の呼称が問題になりました。横浜市の場合は地区センターが公民館に該当する施設ではないかと思います。公民館と言われても横浜市民にはピンとこないのです。

(事務局)

検討という意味では、いわゆるモデル事業と書かせて頂いたのは、色々調査をしていく中でも、ボランティア教室でどうしても初期段階での日本語教育というのが難しいというのがあり、そういう部分を優先的に実施していきたいという思いもあり、そこに予算が確保できるよう、県として努力をしていきたいところですが、実際どうやって進めていくのかという具体的な展望については、これから委託予定のあるかながわ国際交流財団や、今日お集り頂いた皆様からの意見を踏まえて、どういう形が県としてのモデル事業として良いのかという部分は、今後考えていきたいと思います。

ともに生きる教室という部分については、今の段階でこの施策の方向性の中にそういったフレーズを入れるのは難しい部分がありますので、そういう意味では全体の部分、「地域社会の一員として安心して生活し、活躍できる環境の整備に努める」というところでご理解を頂きたいとは思いますが、ともに生きる社会というのは県全体として取組んでいる大きな施策の1つでもありますので、そのフレーズが入れられるか、入れられないかについては、持帰り検討させて頂きます。

(中委員)

なぜ私がこんなにこだわるかといいますと、アカデミアでこの9年間、日本語のボランティアの養成をしてくださいました。そしてたくさんの蓄積、私も目の当たりにしてうれしく思ってきました。でも、その中でやはり、日本語を教えることに意味を見出すボランティアが多い。それは当たり前のことですが、その部分をもう少し変えていかないと、ボランティア教室というのは、性格が変わっていかない。8ページにも、居場所や相互理解の場としてのというフレーズがありますけども、そういうところに繋がっていかないというのが、地域で活動していて実際に感じていることです。

(崔委員)

今日の議論のテーマの一つが、各主体の役割ということもあり、私達外国人コミュニティの役割は何だろうと思いました。どこを見ても外国人コミュニティ、外国人の役割は書いていない。それは今まで支援される側だったので、担う役割がないのは当たり前とも言えます。しかし、相互理解、多文化共生と、先程からキーワードとして出ていて、お互いが理解するという観点からすれば、これからは、外国人あるいは外国人コミュニティの役割も必要になるのではないかと思います。でも文章の中のどこにどう盛り込めばいいかわかりません。

前回私は、2つお話しをさせて頂き、それが反映されているのでうれしく思っています。しかし、修正案への対応状況の28番です。日本語支援活動の仕組みに、是非外国人の視点を入れて欲しいという意見を述べさせて頂きました。それが反映されたと思われるのは、18ページの情報提供や日本語学習へのアクセス促進というところで、外国人コミュニティとの連携について触れられています。その解釈ですが、情報提供、すなわち、初期段階で体系的な、専門家による公設な場でのシステムができた場合、外国人コミュニティからたくさんアクセスがあるように努めるという意味合いが生まれます。それもよいですが、仕組み作りやプログラム作りの段階から、外国人の視点を入れるべきという積極的な意味合いが少し弱いなという感想はあります。それをどこに、どういう文言に入れるかはわからないと申し上げたのです。

17ページの(2)の人材育成やネットワーク作りに入れられるかとも思ったのですが、入れる場所がないのです。恐らくそこまで外国人に役割を求めるのはどうかという配慮だと思うのですが。私の考えはずれてないでしょうか。

(矢部委員)

崔委員の話はとても大事だと思います。私自身も29番で前回意見を言わせて頂きましたが、当事者と一緒に作る必要があります。これは多文化共生のための日本語教育の体制作りには、本当に欠かせないことだと思っています。どう盛り込むかというのは、色々な検討があると思いますが、当然ながら専門家による日本語教育でも、教師として外国人当事者の方が入るべきだと思っており、文言に入れるわけではないとしても、共通の理解として踏まえたいところです。アメリカやオーストラリアなどの移民国家では、移民の2世や3世が、英語の教師をし、新来の移民に英語を教えています。日本語教育でも、日本語学習経験者が教師として教えていくからこそ、定着していくというところもあります。そこを一緒に作っていくという前提での推進計画であると思います。本当に各所に当事者と一緒に作っていくことを配慮しながらの文言の整理が必要かと思いますが、これから先の話になると思いますが、色々な計画策定をしていく時、プログラム作りをしていく時に、もちろん予算のこともあり、ワーキンググループなどが作られるかどうか分かりませんが、学習経験者やコミュニティの事情に通じた方々と一緒に作れる体制というのが重要なのではないかと感じています。

(神吉委員)

16ページに県民の役割とありますが、この県民というのに外国籍県民が含まれるのかどうかというのが、今の議論の根本にあるかなと思っています。

私自身は、ここに含んで考えなければならぬと崔委員の意見を伺って改めて思いました。そう考えると、この県民の役割という部分が、少し表現が変わってくるのかなと思いますがいかかでしょうか。

(事務局)

県民については、日本人だけではなく外国籍の方も含まれる認識でおりますが、神吉委員がおっしゃるように、そういった視点からすると、少し内容の修正が必要かと思っております。

その前にご意見頂いた、当事者と一緒に作るという部分について、読み取りづらいというのはその通りだと思いますが、事務局としては、外国籍県民等の生活状況やニーズ把握といったテーマを研修する中で、当事者のご意見を頂いたり、研修に来ていただいたりだとか、そういった事は考えていましたが、それ以上にもう少し踏み込んだ記述が現段階では難しい部分もあり、うまく表現されていないと思いますが、どう表現できるかは持ち帰らせて頂き検討させて下さい。

(柏崎委員)

大変重要なポイントだと思いますので、是非何かできることを考えて頂きたいです。読み取りにくいというのは、そういう視点が中々共有されていないからで、あえて書かないと通じないというところがあると思うので、当事者と一緒に、あるいは県民というのは当然ながら、外国籍県民等と呼んでいる人も含まれることがわかるような形へお願いしたいと思います。

最初にご提案いただいたように、文章については、これまでにあった要望等を踏まえて、もう一頑張りして頂き、より良いものにして頂ければと思います。

それと関連して、実効性のある取組に繋げていくには、どういうことが大事になってくるか、どういったアプローチが必要かという辺りについてのご意見を皆様にぜひ伺えたらと思います。

(小島委員)

こういった計画や方向性を策定した後、どうやって進めていくか、推進体制が明確になっていないように思われます。この国際施策に関して見れば、外国籍県民などの当事者も含めた県民会議もありますけれども、ここが推進体制になるかどうかというところ、ちょっと違うのかと思います。これから県がやるべき施策の中にも調整会議を開催するという事ですから、場面に応じて方向性を見直す必要があると思いますし、6月に示される指針に基づいて、施策の指針を改定するのだと思います。そういったローリングのようなことを、3～5年スパンではなく、毎年のように状況が変わったら進行状況も管理しながらやるのが筋ではないかと思うので、その調整会議等で読めれば推進体制なるものを作り上げていただいて、この後どう進めていくのかということ常を常に意見交換しながら進めていくのがいいのではと思っています。

当然のことながら、こういった計画を作っておしまいでなく、作ったものをいかにそれぞれの主体となる方々に知らしめて、その方たちが主体的に動いてもらうのが大事だと思いますので、例えばそれを理解するためのフォーラムを開催するなど、理解のための普及啓発というのがあるながら、県の取組み等の進行管理、進め方について助言するような推進体制というのはしっかり持っていたほうがよいと思っています。

(事務局)

推進体制については、様々な計画を作る中で、決めていなければならないということとはご指摘の通りかと思っております。今回は各主体の役割等を整理させて頂いたうえで、どういう方向で進めていくのかということをもまず決め、調整会議だけではなく、地域別だったり階層別だったりという話がありますが、現状試行錯誤の状態、どのようにやっていくのが一番良いのか、効果的なのか、効率的なのかというのを今検討しています。今日は様々な分野の方にご出席頂いているので、各分野の立場から、こうやってやったほうがよいのでは、というようなことを教えて頂けると事務局としてはありがたいと考えています。

(神吉委員)

全体的なことで4点申し上げます。

1つ目は資料の16ページ。企業、事業主の関わりというのが非常に重要になってきます。今外国人受入れ施策そのものが、全体としては経済産業政策として動いてい

る。つまり人手不足でやっていきたいと思いますという話。県、市区町村でも経済産業政策という観点から、外国人の受入れ、定着、教育ということを考えていく必要があると思います。特に就労外国人の受入れというのは、外国人問題というよりも、地域の産業維持、産業振興の一環という側面があります。そういった事を進めていく中で、外国人だから国際課、国際交流協会、という話になりがちですが、外国人問題だけではないということを強く出していき、関連する様々な部署との連携が必要です。

2つ目ですが、子供支援については、ここではあまり強く触れられていませんが、別な形で何らかの方向性を出していく必要があると思います。その時に日本語教育と合わせて母語教育、母語保持、母文化の保持を両輪で進めていくというのを、どこかで言う必要があると思っています。12月に日本語教育推進に関する法律のフォーラムがJICA横浜で開催されました。そこでも母語保持に関する10の提言が出されました。その辺りも参考になると思います。

3つ目は、2ページに国際文化言語アカデミアの講座のノウハウを活用しながらとの記載があります。様々なノウハウがあると思いますので、この共有の仕組みをどう考えていくか、併せて県内の横浜市、川崎市のような大きな自治体で、既に様々な取組みをしているところの知見と、小規模な自治体で取組んでいること、これからできることはかなり違うと思います。小規模自治体でもキラリと光る施策というのが恐らくあると思います。そういったものをうまく共有していき、同じ規模の自治体で何ができるのかというのが共有できるとよいのではと思います。

4つ目は、中委員もおっしゃった日本語ボランティア教室という名称です。これは非常に重要で、日本語教育の立場から申上げると、支援者が日本語を教えるという前提で来ることで、本当に教えてしまう。説明ばかりしてしまう。外国人は一言もしゃべらずに説明をずっと聞いている。そうすると外国人はすぐに来なくなってしまいます。理由は皆さん色々言いますが、恐らく行ってもつまらないからです。これは今後の地域での支援の質を考えるうえで名称は重要。すぐには変えられないかもしれませんが、名称変更の検討は非常に重要だと思います。日本語という言葉だけの話になりがちですが、一方で文化や社会の理解も重要なので、その辺りも含めて神奈川県としての紹介ができるとよいと思っています。

(柏崎委員)

企業との関わり、経済産業政策の一環でもあるという視点、子供の支援に関わる点、ノウハウの共有方法に、日本語ボランティア教室という名称変更の検討などを挙げて頂きました。

(事務局)

現時点で貴重なご意見だと受止めています。これらに対して県ができる、できないという発言は難しいですが、今の段階で1つお答えできるのが、アカデミアが持っているノウハウや各市町村の取組の情報共有や意見交換については、来年度何かしらの形で実施したいと思います。できるところから実施していき、残りの部分は今すぐお答えできる状況にないので、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

(志村委員)

我々は在留資格「留学」をもつ留学生を受入れている日本語教育機関であるためのこの会議の場で、どのように発言したらよいか考えていました。

神奈川県には法務省告示の日本語教育機関が20数校あります。日本語教育機関がどのように外国籍県民の方たちの日本語教育を連携して行うかという枠組みを考えると、具体的には日本語教育機関や専門学校や大学等が連携して、外国籍県民に対してどのような教育をしていくのかというのをより具体的に考える必要があるかと思えます。

最初の議論に戻ってしまいますが、P2のかながわの地域日本語教育の始まりの部分の記載にも、法務省告示基準の日本語教育機関の事を明記して頂くと、今後、日本語教育機関が、地域の日本語教育のサポート事業に参画しやすいのではないかと感じました。

また、若い方が日本語教師を目指し、日本語教師になりたいという、夢を持ってい

る方が出てこない、地域日本語教育は活性化しないと思いますので、若い方が日本語教師として色々なキャリアパスを描けるための、何か、日本語教育を担う教師に対しての提言のようなものが神奈川県として出せると良い教員の確保などプラスになると思いました。

(柏崎委員)

教育機関との連携は、これまでそれほどこういった指針に出てきませんでした、可能性があって、反映できる場所はしたほうがよいかと。

(事務局)

これまでの日本語教育機関の活動などを3～4ページ辺りに何かしら記載をさせて頂くと今後連携がしやすいという理解でよいでしょうか。

(志村委員)

そうですね。日本語教育機関は新規の外国籍県民の受入れが多いと思います。日本語教育機関や専門学校大学等を通じて、外国籍県民が定着し、企業等にも就職する方がいると思いますので、日本に来る最初の受入れ機関であり入り口である日本語教育機関の記載もあったほうがよいかと思います。

(事務局)

記載できるかできないかも含めて検討させていただきます。

(矢部委員)

日本語ボランティア教室について、ボランティアが日本語を「教える」活動にとらわれず、もっと幅広い共生のための活動に取り組めるように、という話は、専門家による基礎教育などの充実が前提にあることだと思います。

また、アカデミアの蓄積を活かすということについては、アカデミアは今まで外国籍県民を対象とした日本語教育の授業とボランティアの支援の両輪で実施されていてその蓄積があります。専門家としての外国籍県民への日本語教育の在り方に関して、日本語学校等が今後そのノウハウを共有したりすることもあるのかと思います。

外国籍県民に対する日本語教育、ボランティアへ育成のための日本語教育がどのように実施されていくか、どのように両輪として動いていくか、その辺りの知見をアカデミアが持っていたということを知りやすく共有できる場があるとよいと思います。

(事務局)

アカデミアについては、令和2年度末をもって廃止する方向性で調整させて頂いています。

蓄積されたノウハウをどのように引き継いでいくか、現在検討している段階です。今この場で具体的にお示しできませんが、皆様のご意見を踏まえながら、より良い形でアカデミアが培ってきた経験やノウハウを活かしていける形で検討できればと考えています。

(小島委員)

アカデミアが培ってきたノウハウをどのように移譲する団体に引き継いでいくかという点ですが、我々も決められたことをずっとやってきたわけではなく、1年1年実施していた事業を評価しながら実施してきました。単純に講座を実施し、受講生に対してノウハウを伝授するとかだけではなく、出前講座ということで地域に溶け込んでいき、地域の実情に応じた対応もしてきました。神奈川県は33市町村ありますが、地域によってバラつきがあり、進んでいるところ、進んでいないところ、ボランティアが中心となって動いているところ、行政のバックアップが必要なところなど、色々な場面があります。そのような違いがあるということを引き継いでいきたいと思えます。

ただ、アカデミアでないところが実施しますので、当然新しい発想があつてしかるべきかと思えます。アカデミアがやっていたことをそのまま踏襲するのではなく、もう一度地域に何が必要か、今、財団と事業移管に関して調整をしています。主体が変わるということは、悪いことではなく、新しい視点が入ることになりますので、そこで相乗効果が生まれるとよいなと考えています。

(柏崎委員)

皆様から多くの意見を頂きました。これらの意見を踏まえて2月に県議会へ報告することになります。ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

皆様大変ありがとうございました。本日ご意見を頂きましたが、施策の方向性、実効性のある運営などについてご意見を頂きありがとうございます。

今後、2月の県議会に報告をし、審議を経たうえで、県の施策の方向性として定めさせて頂きたいと考えています。来年度以降になりますが、かながわ国際政策推進指針、6月の国の基本方針を踏まえて、ブラッシュアップした形で定めていきます。

委員の皆様には、今回の日本語教育だけではなく、今後県行政に様々なご理解ご協力を頂くことがあるかと思っておりますので、引続きよろしく申し上げます。

今回の施策の方向性については、最終的なものを情報提供させて頂きます。

2回に渡りご出席頂きありがとうございました。

(事務局)

これをもちまして、第2回の会議を閉会させて頂きたいと思っております。遅い時間にも関わらず、ご出席頂きありがとうございました。